

お知らせコーナー

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

会員募集

コミュニティバスの路線・時刻表を改正します

市役所地域協働課 ☎0587(32)1146
コミュニティバスの路線・時刻表を改正し、4月1日(月)から新しい路線・時刻表で運行します。
※新しい時刻表などは本紙に挟み込んであります



▲コミュニティバス (中型バス)



▲コミュニティバス (ワゴンタイプ)

国民健康保険運営の適正化にご協力を

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
国民健康保険(国保)の加入者のうち、収入が少なく職場の社会保険などに加入しているかたの収入によって生計を維持しているかたは、社会保険などの被扶養者に認定される場合があります。
被扶養者に認定されると、そのかたの国保税がかからなくなり、該当する場合は扶養者の勤務先で認定手続きをしてください(社会保険料は変わりません)。
適切な健康保険に加入することで国民健康保険運営の適正化が図られますので、ご協力をお願いします。
●認定された場合は届け出を社会保険などの被扶養者に認定された場合は、市役所国保年金課、支所、市民センターへ届け出てください。

75歳になる国民健康保険加入の世帯主のかたへ

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
国民健康保険税は世帯主に課税されます。世帯主本人が75歳となり、後期高齢者医療制度に加入したときでも、同一世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。
平成31年度に75歳になるかたは、国民健康保険税を2月まで年金天引きで納めていても、4月からは普通徴収(納付書払いまたは口座振替)で納めることになります。



弁護士による無料債務者相談会

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
▼とき 3月19日(火) 午後1時~4時 ※相談は1人30分

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

会員募集

国民年金付加保険料

市役所国保年金課 ☎0587(32)1328
定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。納付は、申し出た月分からとなります。
▼納めることができるかた
国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者(国民年金基金に加入のかたは除く) ▼付加保険料 月400円 ▼付加年金額 老齢基礎年金額に「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされます。2年間で納めた保険料と同額になります



土地・家屋価格等縦覧 固定資産課税台帳閲覧

市役所課税課 ☎0587(32)1217
●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者が、自分の土地や家屋の価格が適正かどうかを他の土地や家屋と比較して判断するための制度です。縦覧帳簿の写しなどの交付は行いません。
▼縦覧期間 4月1日(月)~5月7日(火) ▼縦覧時間 午前8時30分~午後5時15分 ▼縦覧場所 市役所課税課 ▼縦覧内容 下表 ▼費用 無料 ▼持ち物 本人確認ができるもの
市役所課税課、支所 ▼閲覧できるかた 固定資産税の(運転免許証など)、委任状(代理人のみ)
●固定資産課税台帳の閲覧
自分の資産の課税内容を確認できます。借地人・借家人なども、一定の要件を満たせば閲覧できます。
▼閲覧開始日 4月1日(月) ※閲覧開始日の変更になる場合があります。詳しくは市のホームページで確認してください ▼閲覧時間 午前8時30分~午後5時15分 ▼閲覧場所 市役所課税課、支所 ▼閲覧できるかた 固定資産税の(運転免許証など)、委任状(代理人のみ)、親族、納税義務者または法人から委任を受けた代理人など。借地人は借地について、借家人は借家とその敷地について閲覧可 ▼費用 5月7日(火)までは無料。それ以降は1枚200円 ▼持ち物 本人確認ができるもの(運転免許証など)、委任状(代理人のみ)、借地・借家関係が分かる契約書など(借地人・借家人のみ) ▼その他 4月中旬に送付予定の「平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書」には「課税明細書」が添付しており、固定資産の評価額などを確認できます



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 内容など

帳簿の種類	記載項目	縦覧できるかた
①土地価格等縦覧帳簿	所在、地番、地目、地積、価格	①は土地の、②は家屋の、固定資産税の納税者および同一世帯の親族
②家屋価格等縦覧帳簿	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	納税者から委任を受けた代理人など



「寄付ありがとうございます」
●若い世代が安心して子育てできる環境整備のために
西正和広様(東京都大田区) 20万円

国民年金保険料 学生納付特例制度

市役所国保年金課 ☎0587(32)1328
国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して承認されると、在学中の納付が猶予されます(本人に所得がある場合などは承認されないことがあります)。
猶予期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するために必要な資格期間に算入されます(10年以内に追納すると、年金額にも反映されます)。

コミュニティバスを利用してください

問合せ先 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146
コミュニティバスの運行を継続していくため、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』見直しに係る基準を設定し、運行経費における利用者1人当たりの市負担額(下表)の基準値を1,500円としました。この基準値を上回る路線については、運行路線の縮小や減便などを検討していきます。

平成30年12月分

路線名	利用人数	利用者1人あたりの運行経費の市負担額
稲沢中央線 アピタ稲沢店系統	8,318人	129円
祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統	1,412人	588円
地泉院系統	1,540人	552円
下津・大里東線	762人	1,053円
大里西線	795人	969円
千代田線	1,121人	753円
平和線	558人	1,602円